（写）

経済産業省

２６鉱火第２１号
平成２６年１１月２１日

農林水産省生産局農業環境対策課長　殿

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官

動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用中に、持ち手付近が破裂し、負傷する火薬類の事故が絶えません。昨年末からこれまでに７件発生しています。（下記参照）。

同様の製品による類似の事故が発生することを防止するため、改めて別紙にて、当該煙火を消費する関係者に対し、動物駆逐用煙火（連続発射式）の消費に当たっての注意喚起を行うこととといたしました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ、鳥獣被害対策に携わる関係者に対し、別紙についての周知徹底をお願いいたします。

記

これまでに確認されている動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の概要

【平成２５年１１月１３日】
岡山県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（１名が軽傷）

【平成２５年１２月１５日】
山口県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（１名が重傷）

【平成２６年７月１２日】
福島県において、熊の駆逐のため（株）芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたとこ

接受
26.11.21
農林水産省

ろ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。（１名が重傷）

【平成２６年７月１４日】
福島県において、熊の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（ステンレス製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。（１名が軽傷）
なお、当該事故を受け、（株）ライズ販売の手持ち用保護ホルダーを検査したところ、ホルダーの筒と底板との溶接不良から、筒内での煙火の破裂に対する強度不足が認められた。

【平成２６年８月７日】
福井県において、動物の駆逐のため伊藤煙火（株）販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（塩ビ製）に入れて消費していたところ、製品が破裂し、ホルダーの先端部が破損し、顔を負傷した。（１名が軽傷）

【平成２６年１０月２４日】
滋賀県において、猿の駆逐のため伊藤煙火（株）販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（塩ビ製）に入れて消費していたところ、製品及びホルダーが破裂し、気絶、手の甲に負傷した。（１名が軽傷）

【平成２６年１０月２９日】
神奈川県において、猿の駆逐のため（株）若松屋販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を手持ち用ホルダーに入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂した。（負傷者なし）

別紙

動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用における注意点

本年７月、動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止についての注意喚起をいたしましたが、同煙火による消費中の事故が絶えません。

動物駆逐用煙火は、一般で販売されているがん具煙火と異なり、威力の強い火薬が用いられております。このため、万が一、製品の異常な破裂等が発生した場合には、指や手の一部を欠損したり、飛散物や爆音により重篤な怪我をするおそれがあります。

消費者におかれましては、取扱説明書の使用方法を遵守するとともに、下記の注意点を厳守してご使用いただきますよう、改めて注意喚起いたします。

記

１．製品は直接手に持たず、杭などに固定して使用すること。

２．やむを得ず手に持って使用する場合は、当該煙火の販売業者が提供する専用の保護ホルダーを使用すること（当該煙火の販売業者がホルダーの交換を行っている場合は、交換後のホルダーを使用すること。現在、ホルダーの交換を実施している例は３．のとおり。）。その際には、以下の点を厳守願います。

（１）専用ホルダー使用時には、ホルダー底面に手が触れない位置で、可能な限りホルダーの下側を持って使用すること。また、ホルダー底面は体に向けず、ホルダーはできる限り体から離して使用すること。

（２）使用する専用ホルダーにおける、変形、さび、ひび割れ等の有無を確認し、異常が有るものや、過去に一度でもホルダー内部で製品が破裂等の異常燃焼をしたものは、使用しないこと。

（３）専用ホルダーは、万一、製品が手元で破裂等した場合の被害を軽減する事はできるが、被害を完全に防止することはできないため、ゴーグル、耳栓、革手袋などの防護具を併用すること。

（４）なお、(株) ライズが販売するステンレス製の専用ホルダーに関しては、検査の結果、ホルダーの筒と底板の溶接不良から、筒内での煙火の破裂に対する強度不足が認められたことから、同社ホルダー及び煙火は絶対に手に持って使用せず、必ず杭などに固定して使用すること。なお、同社ホルダーについては、販売元まで問い合わせのこと。(販売元　(株) ライズ

連絡先：０８６－２９５－１１７９）
（株）ライズのステンレス製ホルダーの外観は「別添１」の通り。

３．伊藤煙火工業株式会社が平成 26 年(2014 年)1 月以前に輸入した動物駆逐用煙火、製品名「T-3」及び「樹脂製」の手持用ホルダーについては、使用しないこと（但し、杭などに固定した使用は可）。なお、改良品との交換を行っていますので、当該製品をお持ちの方は、販売元に連絡すること。（販売元　伊藤煙火工業（株）連絡先：０５９５－８２－０２２４）
従来品と改良品等の見分け方は「別添２」の通り。

４．その他、販売元が自主回収を行っている製品は以下の通り。
当該煙火をお持ちの方は、使用せず販売元に連絡してください。
当該煙火の見分け方は「別添３」のとおり。

製品名	販売元	連絡先
「駆除雷５発」 (2012 年 5 月中国製)	（株）ライズ	TEL:086-295-1179
「閃光珠５Ｒ」	（株）芳賀火工	TEL:022-262-1151